



栃木県公報

平成30(2018)年
6月14日(木)
号 外
第 32 号

目 次

規 則

- 旅館業法施行細則の一部改正..... 1
公安委員会
- 栃木県暴力団排除条例施行規則の一部改正..... 4

規 則

栃木県規則第三十三号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月十四日

栃木県知事 福田 富一

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和二十四年栃木県規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可申請)</p> <p>第二条 法第三条第一項の規定により旅館業の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書（別記様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長（以下「管轄保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 五 略</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第四条 規則第四条の規定により申請書記載事項の変更又は営業の一部若しくは全部の停止若しくは廃止の届出をしようとする者は、旅館業営業許可申請書記載事項変更届（別記様式第四号）又は旅館業営業停止（廃止）届（別記様式第五号）を管轄保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第六条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設で、地理的状況その他特別の事情により条例第八条に定める照度を得られないものの照明は、管轄保健所長が認める照度とすることができる。</p> <p>第七条 旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業の施設に修学旅行団体を収容する場合又は寒冷時に</p>	<p>(許可申請)</p> <p>第二条 法第三条第一項の規定により旅館業経営の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書（別記様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長（以下「管轄保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 構造設備の概要</p> <p>二 六 略</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第四条 規則第四条の規定により申請書記載事項の変更又は営業の一部若しくは全部の停止若しくは廃止の届出をしようとする者は、旅館業営業許可申請書記載事項変更届（別記様式第四号）又は旅館業営業停止（廃止）届（別記様式第五号）を管轄保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第六条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設で、地理的状況その他特別の事情により条例第九条に定める照度を得られないものの照明は、管轄保健所長が認める照度とすることができる。</p> <p>第七条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設に修学旅行団体を収容する場合又は寒冷時に</p>

において条例第十一条第二号の規定により難いときは、汚染の甚だしくないものに限り適当な消毒をもつて洗濯に代えることができる。

(水質基準)

第八条 条例第十二条第一号の規定による水質基準は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法によつて行う検査においてレジオネラ属菌が検出されないこと(百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満であることを含む。)とする。

(水質検査等)

第九条 条例第十二条第二号の規定による水質検査は、水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽内から採取した湯水について一年に一回以上(ろ過器を使用して循環させた浴槽内の湯水にあつては、二回以上)行うものとする。

2 条例第十二条第二号の規定による届出は、同号の規定による水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合(百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満である場合を除く。)に行うものとし、当該水質検査の結果を記載した書面の写しを管轄保健所長に提出することにより行うものとする。

(遊離残留塩素濃度)

第十条 条例第十二条第七号の規定による遊離残留塩素濃度の管理は、通常で一リットル中に〇・二ミリグラムから〇・四ミリグラム程度を保持することとし、最大で一リットル中に一・〇ミリグラムを超えないようにするものとする。ただし、ろ過器を使用して温湯を循環させない浴槽で原湯及び原水を常時浴槽に補給する構造の浴槽にあつては、この限りでない。

第十一条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の設備に修学旅行団体を収容する場合で条例第十二条の規定により難いときは、管轄保健所長が認める限度において同条の基準を緩和することができる。

において条例第十二条第二号の規定により難いときは、汚染の甚だしくないものに限り適当な消毒をもつて洗濯に代えることができる。

(水質基準)

第八条 条例第十三条第一号の規定による水質基準は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法によつて行う検査においてレジオネラ属菌が検出されないこと(百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満であることを含む。)とする。

(水質検査等)

第九条 条例第十三条第二号の規定による水質検査は、水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽内から採取した湯水について一年に一回以上(ろ過器を使用して循環させた浴槽内の湯水にあつては、二回以上)行うものとする。

2 条例第十三条第二号の規定による届出は、同号の規定による水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合(百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満である場合を除く。)に行うものとし、当該水質検査の結果を記載した書面の写しを管轄保健所長に提出することにより行うものとする。

(遊離残留塩素濃度)

第十条 条例第十三条第七号の規定による遊離残留塩素濃度の管理は、通常で一リットル中に〇・二ミリグラムから〇・四ミリグラム程度を保持することとし、最大で一リットル中に一・〇ミリグラムを超えないようにするものとする。ただし、ろ過器を使用して温湯を循環させない浴槽で原湯及び原水を常時浴槽に補給する構造の浴槽にあつては、この限りでない。

第十一条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の設備に修学旅行団体を収容する場合で条例第十四条の規定により難いときは、管轄保健所長が認める限度において同条の基準を緩和することができる。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

申請者 氏 名

印

(法人の場合はその名称及び代表者氏名)

旅館業営業許可申請書

次のとおり旅館業を営みたいので、旅館業法第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)
- 2 営業施設の名称及び所在地
- 3 営業の種別
- 4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号に該当するときは、その旨
- 5 営業施設の構造設備の概要(別紙とする。)
- 6 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容
- 7 営業施設の設置場所が旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の周囲おおむね150メートル以内にある場合は、その旨
- 8 営業の種別が旅館・ホテル営業の場合は、客室ごとの寝台の数(別紙とする。)

別記様式第1号及び別記様式第1号の11号「第3条第2項第3号」や「第3条第2項各号」に定める。
別記様式第11号中「第3条第2項第1号又は第2号」や「第3条第2項各号(第7号を除く。)」に定める。

別記様式第4号中「旅館営業許可申請書記載事項変更届」や「旅館業営業許可申請書記載事項変更届」に定める。

別記様式第5号中「旅館営業停止(廃止)届」や「旅館業営業停止(廃止)届」に定める。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

(生活衛生課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第六号

栃木県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月十四日

栃木県公安委員会委員長 白 井 佳 子

栃木県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年栃木県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定事業者)</p> <p>第四条 条例第十八条の公安委員会規則で定める事業者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号） <u>第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業</u> <u>を営む者</u></p> <p>二 略</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第四条 条例第十八条の公安委員会規則で定める事業者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号） <u>第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第</u> <u>三項に規定する旅館営業を営む者</u></p> <p>二 略</p>

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。